

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第2編 第1章 第4 2(3)	2 警報等の通知に必要な準備 (1)・(2) (略) (3) 市町村に対する支援（感染症対策____グループ、国際戦略グループ、<u>外国人活躍推進グループ</u>、観光振興課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部） (略)	2 警報等の通知に必要な準備 (1)・(2) (略) (3) 市町村に対する支援（感染症対策<u>企画</u>グループ、国際戦略グループ、<u>男女共同参画・共生社会推進統括官</u>、観光振興課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部） (略)	組織改編のため
第2編 第5章 1(1)	1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法（広聴広報グループ、防災危機管理課、国際戦略グループ、<u>外国人活躍推進グループ</u>、観光振興課、障害福祉課） (略)	1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法（広聴広報グループ、防災危機管理課、国際戦略グループ、<u>男女共同参画・共生社会推進統括官</u>、観光振興課、障害福祉課） (略)	組織改編のため

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
------	---	---	------

第3編 第2章 1(3)

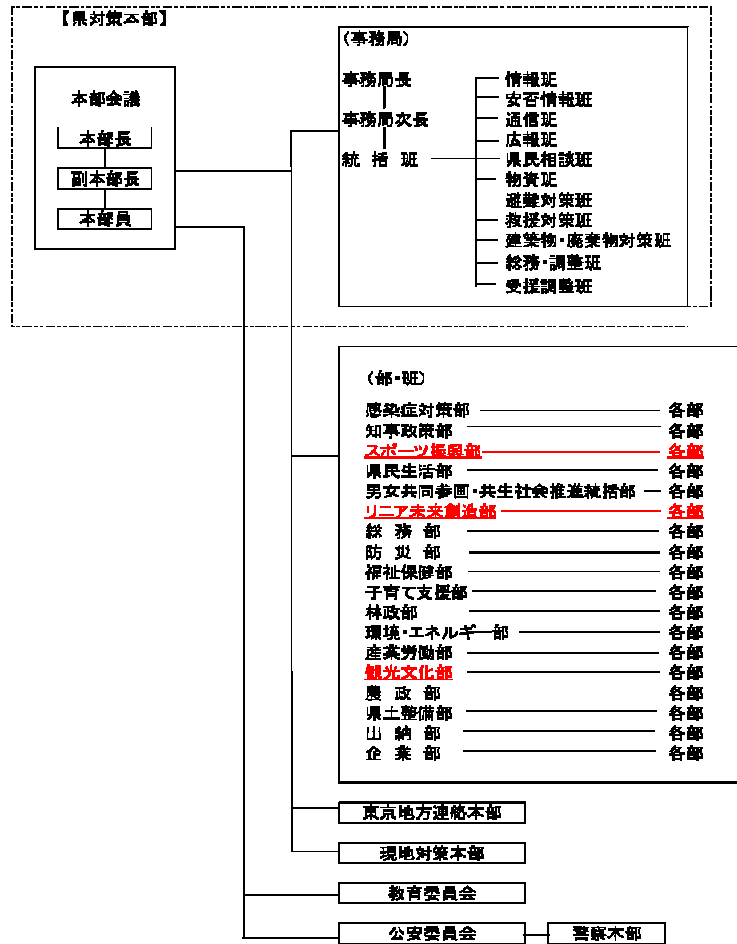
1 県対策本部の設置

(1)・(2) (略)

(3) 県対策本部の組織構成等

ア～キ 略

ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



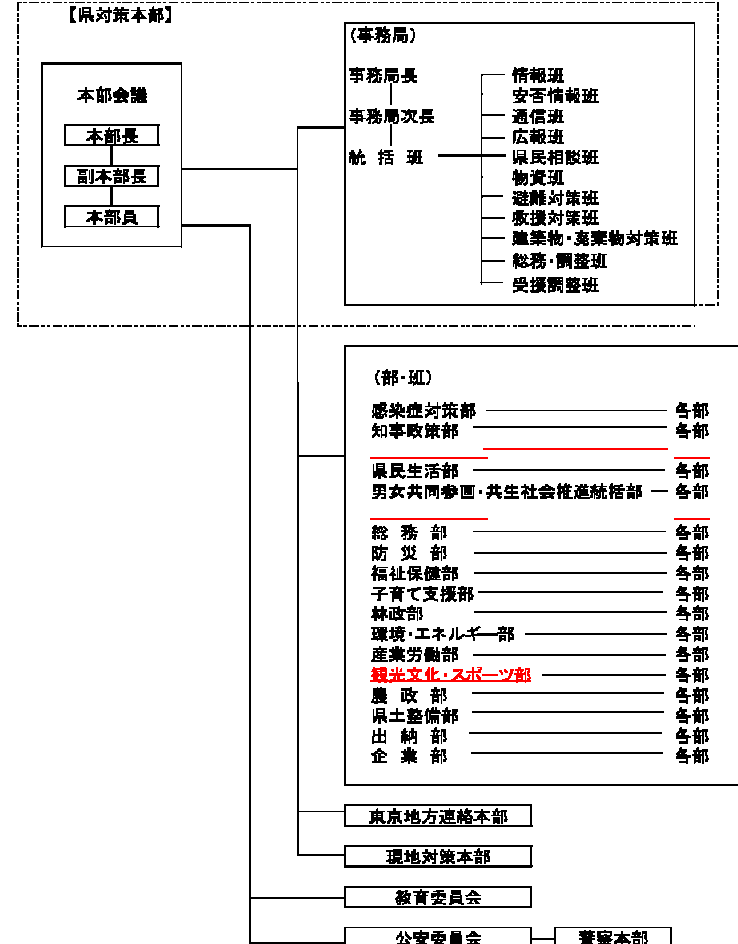
1 県対策本部の設置

(1)・(2) (略)

(3) 県対策本部の組織構成等

ア～キ 略

ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



組 織 改
編 の た
め

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
------	---	---	------

第3編
第2章
1(3)

別表 1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	・所管施設への警報伝達に関すること。 ・所管施設の被害状況把握に関すること。 ・所管関係団体への警報伝達に関すること。 ・所管関係団体の被害状況把握に関すること。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関すること。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関すること。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関すること。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関すること。
感染症対策部 (感染症対策 統括官)	・感染症の予防に関すること。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関すること。
知事政策部 (知事政策部 長)	・政府調査団等の被災視察に関すること。 ・他県への事務の委託手続きに関すること。 ・国民保護に係る広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関すること。 ・国への要望事項取りまとめに関すること。
<u>スポーツ振興 部</u> (<u>スポーツ振 興局長</u>)	<u>・関係団体との連絡調整に関すること。</u>
県民生活部 (県民生活部 長)	・人権擁護に関すること。 ・生活関連物資の需給調整に関すること。 ・生活必需物資の調達に関すること。 ・私立学校及び県立大学に関すること。 ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。 ・災害ボランティア活動の支援に関すること。

別表 1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	・所管施設への警報伝達に関すること。 ・所管施設の被害状況把握に関すること。 ・所管関係団体への警報伝達に関すること。 ・所管関係団体の被害状況把握に関すること。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関すること。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関すること。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関すること。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関すること。
感染症対策部 (感染症対策 統括官)	・感染症の予防に関すること。 ・生物剤等による汚染拡大防止に関すること。
知事政策部 (知事政策部 長)	・政府調査団等の被災視察に関すること。 ・他県への事務の委託手続きに関すること。 ・国民保護に係る広報に関すること。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関すること。 ・国への要望事項取りまとめに関すること。
県民生活部 (県民生活部 長)	・人権擁護に関すること。 ・生活関連物資の需給調整に関すること。 ・生活必需物資の調達に関すること。 ・私立学校及び県立大学に関すること。 ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。 ・災害ボランティア活動の支援に関すること。

組織改編のため

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第3編 第2章 1(3)	男女共同参画・共生社会推進統括部 (男女共同参画・共生社会推進統括官)	男女共同参画・共生社会推進統括部 (男女共同参画・共生社会推進統括官)	組 織 改 編 の た め
	・関係機関との連絡調整に関する事。	・関係機関との連絡調整に関する事。	
	<u>リニア未来創造部</u> <u>(リニア未来創造局長)</u>	_____ _____ _____ _____	
	総務部 (総務部長)	総務部 (総務部長)	
	・職員の動員、派遣、受入、あつせんに関する事。 ・職員の服務、手当に関する事。 ・職員の安否、補償に関する事。 ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。 ・起債の特例に関する事。 ・国民保護措置関係予算に関する事。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・公用車の管理、運用に関する事。 ・県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・県議会（臨時議会の招集）に関する事。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。	・職員の動員、派遣、受入、あつせんに関する事。 ・職員の服務、手当に関する事。 ・職員の安否、補償に関する事。 ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。 ・起債の特例に関する事。 ・国民保護措置関係予算に関する事。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・公用車の管理、運用に関する事。 ・県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・県議会（臨時議会の招集）に関する事。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。	
	防災部 (防災局長)	防災部 (防災局長)	
	・国民保護対策本部等に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。 ・危険物資の保安対策に関する事。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。 ・国民保護に係る訓練に関する事。	・国民保護対策本部等に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。 ・危険物資の保安対策に関する事。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。 ・国民保護に係る訓練に関する事。	

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
------	---	---	------

第3編
第2章
1(3)

一部、省略

<u>観光文化部</u> <u>(観光文化部長)</u>	・<u>観光</u>関係団体等との連絡調整に関すること。 ・被災外国人の支援に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
農政部 (農政部長)	・食糧等の調達に関すること。 ・農業団体との連絡調整に関すること。 ・農畜産関連施設の被害状況把握に関すること。 ・被災農業者に対する融資に関すること。 ・農道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・家畜の防疫対策に関すること。
県土整備部 (県土整備部長)	・道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建設業者との連絡調整に関すること。 ・応急復旧資材の確保、供給に関すること。 ・応急仮設住宅等の住宅供給対策に関すること。 ・公共施設用地の供与に関すること。 ・都市公園の被害状況把握に関すること。 ・河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・下水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・被災住宅の再建支援に関すること。 ・都市施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建築基準の緩和措置に関すること。 ・応急的な危険度の判定に関すること。 ・県有建物の被害状況把握及び応急対策に関すること。
出納部 (会計管理者)	・災害関係経費の支払に関すること。 ・災害関係物資の調達に関すること。
企業部 (公営企業管理者)	・県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・電気事業者との連絡調整に関すること。
教育委員会 (教育長)	・文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・避難施設としての文教施設の使用に関すること。 ・児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関すること。

一部、省略

<u>観光文化・スポーツ部</u> <u>(観光文化・スポーツ部長)</u>	・<u> </u>関係団体等との連絡調整に関すること。 ・被災外国人の支援に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
農政部 (農政部長)	・食糧等の調達に関すること。 ・農業団体との連絡調整に関すること。 ・農畜産関連施設の被害状況把握に関すること。 ・被災農業者に対する融資に関すること。 ・農道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・家畜の防疫対策に関すること。
県土整備部 (県土整備部長)	・道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建設業者との連絡調整に関すること。 ・応急復旧資材の確保、供給に関すること。 ・応急仮設住宅等の住宅供給対策に関すること。 ・公共施設用地の供与に関すること。 ・都市公園の被害状況把握に関すること。 ・河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・下水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・被災住宅の再建支援に関すること。 ・都市施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・建築基準の緩和措置に関すること。 ・応急的な危険度の判定に関すること。 ・県有建物の被害状況把握及び応急対策に関すること。
出納部 (会計管理者)	・災害関係経費の支払に関すること。 ・災害関係物資の調達に関すること。
企業部 (公営企業管理者)	・県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・電気事業者との連絡調整に関すること。
教育委員会 (教育長)	・文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 ・避難施設としての文教施設の使用に関すること。 ・児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関すること。

組 織 改 編 の た め

山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	旧	新	改正理由
第3編 第4章 第2 6	以下、省略 (4)～(9) (略) 6 病院等の施設管理者の措置（感染症対策____グループ、健康長寿推進課、障害福祉課、医務課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課） (略)	以下、省略 (4)～(9) (略) 6 病院等の施設管理者の措置（感染症対策<u>企画</u>グループ、健康長寿推進課、障害福祉課、医務課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課） (略)	組織改 編のた め
第3編 第5章 3(3)	3 救援の内容 (略) (1)・(2) (略) (3)ア (略) イ 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与(県民<u>安全協働</u>課、交通政策課、衛生薬務課、産業政策課、食糧花き水産課、果樹・6次産業振興課) (略) ウ～ケ (略) コ 埋葬及び火葬（国際戦略グループ、<u>外国人活躍推進グループ</u>____、観光振興課、衛生薬務課） (略)	3 救援の内容 (略) (1)・(2) (略) (3)ア (略) イ 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与(県民<u>生活安全</u>課、交通政策課、衛生薬務課、産業政策課、食糧花き水産課、果樹・6次産業振興課) (略) ウ～ケ (略) コ 埋葬及び火葬（国際戦略グループ、<u>男女共同参画・共生社会推進統括官</u>、観光振興課、衛生薬務課） (略)	組織改 編のた め
第3編 第10章 2(3)	2 避難住民等の生活安定等 (1)・(2) (略) (3) 就労状況の把握と雇用の確保(労政<u>雇用</u>____課) (略) (4) (略)	2 避難住民等の生活安定等 (1)・(2) (略) (3) 就労状況の把握と雇用の確保(労政<u>人材育成</u>課) (略) (4) (略)	組織改 編のた め